

ビジネス渡航者の新型コロナウイルス感染症 PCR 検査

<説明>

- 1. PCR 検査では、新型コロナウイルスに感染しているかを調べます。
- 2. 検査は、入国先の指定がない限り唾液を採取して行います。
※ ご自身で大使館ホームページをご確認下さい。指定があれば鼻咽頭スワブで行います。
- 3. PCR 検査は、感度（感染している人が陽性と判定される確率）や特異度（感染していない人が陰性と判定される確率）に限界のある検査です。
- 4. 通常、結果報告・証明書の発行は翌日夕方になります。
- 5. この検査で結果が陽性になった場合、感染症法に則り、保健所の支持の下で、感染症指定医療機関などへ入院措置となる可能性があることを、十分ご理解ください。
- 6. 入国時や入国後の対応は、渡航国の方針に従うことになります。PCR 検査の証明書は、入国を保証するもの、入国後の活動制限をなくす補償があるわけではありません。

医療法人 鈴木眼科クリニック

<同意書>

私は、海外渡航・入国を目的とした新型コロナウイルス感染症 PCR 検査について、鈴木眼科の説明を十分に理解しました。よって、自らの判断で本 PCR 検査を受ける事を希望いたします。尚、検査の結果が陽性になった場合は、感染症法に則り、保健所の指示に従うことについても同意します。

____年 ____月 ____日 (____時 ____分)

検査希望者氏名（自署）： _____

代諾者（保護者/親族等） 氏名（自署）： _____ 続柄： _____

住所 _____